

「さが食・農・むらサポーター」地域活動募集要領

平成 30 年 10 月 11 日制定

1 応募要件

- (1) さが食・農・むらサポーター（以下むらサポ）の新規登録が見込めるイベント・企画・研修会であること
- (2) 開催地は佐賀県内であること
内容は、県内の農業・農村を PR するものであること又は、佐賀県の食や農業・農林産物について、理解を促進する、もしくは理解を深めるために取組む活動であること
- (3) 主催者が「さが食・農・むらサポーター」に登録済であること
- (4) イベント等実施前に事務局がプレスリリース（報道機関への情報提供）を行うことに同意いただけること。また実施後は、主催者においてイベント等の内容を「さが農村ひろば」のブログへ投稿すること
- (5) むらサポ新規登録者 5 名以上を確保できること

2 助成金について

- (1) 助成額
1 団体あたり 5 万円を上限として、交付希望額を助成します。
- (2) 振込口座
助成金は、主催者が指定する名義の口座に振り込みます。
※受取口座がない場合は、助成することができません。
- (3) 対象経費
消耗品費、保険代、使用料、宣伝広告費、印刷費、講師等への謝金、旅費
※但し、収入を伴うイベントの場合は、収入分を経費から差し引いてください。
- (4) 管理方法
交付希望額を事務局から団体へ支払い、団体が管理してください。
※残金が発生した場合は、返還手続きを行ってください。

（振込手数料は団体負担）

3 応募方法

[事務局 \(nousonbiz@pref.saga.lg.jp\)](mailto:nousonbiz@pref.saga.lg.jp) にメールで申込後、書類（地域活動申込書兼計画書、口座振替申出書、**誓約書**）を送付いたします。ご記入の上事務局へご提出ください。

4 手続きの流れ

応募（地域活動申込書兼計画書の提出） ⇒ 審査・決定 ⇒ 助成金の支払い ⇒
イベントの実施 ⇒ 実施報告書の提出（HP「さが農村ひろば」にブログ投稿）
⇒ 経費支払報告書の提出 ⇒（残金があれば）返還

◇さが食・農・むらサポーター運営委員会
事務局：佐賀県農業経営課 農村ビジネス担当
住所：〒840-8570 佐賀市城内1丁目1番59号
TEL：0952-25-7570 FAX：0952-25-7272
E-mail：nousonbiz@pref.saga.lg.jp

事務局

附則

この要領は平成30年10月11日から施行する。

附則

この要領は令和元年6月3日から施行する。

附則

この要領は令和3年6月14日から施行する。

附則

この要領は令和4年4月27日から施行する。